

○第一運動公園内の「犬の広場」の利用に関するルール

(趣旨)

1 このルールは、第一運動公園内の犬の広場（以下、「ドッグラン」という。）の供用開始にあたり、その利用について必要な事項を定めるものとします。

(利用の基本的な方針)

2 このドッグラン利用の基本的な方針は、利用者による自主的な運営とし、ドッグランを利用するための利用者間の秩序や、このルールに定めのない具体的な細則については、公序良俗の範囲内であることを条件に、利用者間で定めることができるものとします。

(利用者の範囲)

3 このドッグランが、犬を愛する人々の責任ある行動と良識に基づいて運営されていることを深く理解し、このルールを尊重するとともに、飼い主自らが善良なる管理者としての注意義務をもって愛犬を管理できる方とします。

(利用者の登録)

4 利用者は、事前に愛犬の審査を受けるため、第一運動公園内の犬の広場（ドッグラン）利用登録申請書（別紙1）を公園管理者に提出するものとします。

(登録の承認等)

5 公園管理者は、前項の規定による申請を受理し、登録承認の可否を決定したときは、第一運動公園内の犬の広場（ドッグラン）利用登録承認決定通知書（別紙2）を申請者あてに交付し、これを承認したときは、登録証を交付するとともに第一運動公園内の犬の広場（ドッグラン）利用登録簿（別紙4）に登載するものとします。なお、狂犬病の予防接種を受けていない犬や生後3ヶ月以内の犬および闘犬類など他の犬や利用者に恐怖感を与える犬は、登録の対象外とします。

(登録の変更等)

6 利用者は、登録内容に変更を生じたときは、すみやかに公園管理者に第一運動公園内の犬の広場（ドッグラン）利用登録変更届（別紙3）を提出するものとします。

(登録の休止および抹消)

7 公園管理者は、登録を承認した以後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を休止し、または取り消すことができるものとします。

(1) 虚偽の申請により、登録を承認されたことが判明したとき。

(2) 利用者が著しくルールに違反してドッグランを利用したとき。

(3) 登録後の愛犬が、1年以内に狂犬病の予防接種を受けていないことが判明したとき。

(4) 利用者の愛犬が、他の犬に噛みつくなどのトラブルを起こしたとき。

(5) 愛犬が飼い主の指示に従わなくなったとき。

(6) その他利用者と愛犬が、公園管理者から見て著しく不相当と認める行為をしたとき。

(利用日と利用時間)

8 大型犬の利用日は月の奇数日とし、小型犬の利用は、これを除く月の偶数日とします。なお、利用時間は利用1回につき15分間としますが、他の利用者がいないときはこの限り

ではありません。

(利用者の遵守事項)

9 ドッグランの利用者は、この施設の利用に関して公園管理者の指示に従うとともに、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者は、利用に際して登録証を携帯するものとします。
- (2) 入場および退場時の扉の開閉は、利用者自身の責任において行うものとします。
- (3) 利用者によるドッグランの施設内での飲食と喫煙は、これを不可とします。
- (4) ドッグランの施設内へは、基本的に愛犬の餌やおやつの持ち込みを不可とします。
- (5) 飼い主と愛犬は、同時に入場するものとします。また、中学生以下の利用については、保護者が同伴するものとします。
- (6) 愛犬の糞やその他の汚物は、利用者が必ず持ち帰るものとします。
- (7) 犬の訓練士等の営業を目的とした活動は、これを不可とします。
- (8) ドッグランに入場後であっても、愛犬が落ち着くまでの間は、リードを放さないものとします。
- (9) 発情期の愛犬や病気を抱えている愛犬は、その期間中の利用ができないものとします。
- (10) 利用の際、ドッグランの施設内に愛犬の運動用具を設置することは不可とします。
- (11) 利用者は、常に愛犬から目を離さず、すみやかに愛犬を制御できる体制を整えるものとします。
- (12) 愛犬が興奮して他の犬等と争う気配が感じられた際は、すみやかにこれを制御し、どちらか一方が退場するように努めるものとします。
- (13) ドッグラン内での愛犬のブラッシング等の手入れは、基本的にこれを不可とします。
- (14) 万一、咬傷事故が発生したときは、当事者は、24時間以内に鎌倉保健福祉事務所環境衛生課に届け出るものとします。

(利用者の責任)

10 ドッグランの施設内での愛犬の事故や怪我および愛犬同士のトラブルについては、基本的に利用者間の自己責任において問題の解決を図るものとし、公園管理者は、これらの問題の管理責任を負わないものとします。

(その他)

11 ドッグランの利用について解決しがたい問題が発生した場合は、施設の利用を休止し、または廃止するものとします。

附則

(施行日)

このルールは、平成19年4月1日から施行するものとします。